

## 平成19年度主要事業概要（抜粋）

1 事業名	みやぎの景観形成事業（新規）	重点事業名	みやぎの景観形成事業（新規）
2 当初予算額	3,906千円	3 担当課	土木部都市計画課（内線3132）
4 目的	自然や歴史的街並みなど宮城県内に残る個性ある資源を積極的に生かしながら、良好な景観形成に取り組む地域を支援しようとするもの。		
5 事業概要	<p>1 事業主体 宮城県</p> <p>2 事業概要 宮城県では、平成10年3月に「宮城県景観形成指針」を策定し、良好な景観形成に向けて各種取り組みを行ってきたところであるが、平成16年に景観法が制定され、景観に関する基本理念が示されるなど景観行政を進める仕組みが大幅に整えられた。 このような背景を踏まえ「ふるさとみやぎ」のより良い景観を守り、創造し、景観形成を支える県民意識の醸成が図られるよう、今般「宮城県景観形成指針」を景観法等の趣旨も踏まえた新たな視点で見直し、景観行政を積極的に推進することとした。</p> <p>3 事業期間 平成19年度～</p> <p>4 平成19年度事業内容</p> <p>(1) 新宮城県景観形成指針普及啓発事業 新宮城県景観形成指針の印刷 みやぎ景観懇話会の運営 (景観形成指針の進行管理、景観基本条例等の制定検討)</p> <p>(2) 市町村景観計画策定支援事業(補助率1/2、上限200万)</p> <p>(3) 景観アドバイザー制度事業</p> <p>(4) 景観形成啓発事業 景観シンポジウム開催 景観百選選定事業 顕彰制度の創設 景観ポータルサイトの開設</p> <p>(5) 市町村景観行政担当者会議の開催</p>		

## 宮城の将来ビジョン（2007-2016）（抜粋）

### （3）住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成

（取組30）

#### 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成

##### 【10年後に目指す宮城の姿】

- 既存施設の保全・有効活用，新設施設の長寿命化等の長期的な視点に立った社会資本整備が展開され，世代を超えて良質な社会資本が蓄積・共有されています。
- 身近な社会資本の整備や維持管理について，行政，住民，企業の連携・協働が推進され，地域のニーズに沿った住民参画型の社会資本が整備されています。
- 農地や森林が適切に保全されているとともに，農山漁村の自然環境等の価値が認識され，都市住民等との交流が活発になり，定住する人が増加しています。
- 農山漁村や都市において，自然，歴史，文化等の地域資源を生かし，人々の生活，経済活動と調和した個性ある良好な景観が形成されています。



##### 【その実現のために県として行う取組の方向】

- ◇ みやぎ型ストックマネジメントなど長期的な視点に立った社会資本の新設・保全・更新システムの整備
- ◇ 社会資本の計画段階や管理に関して住民意見を取り入れていく体制の整備
- ◇ みやぎスマイルロードプログラムなど道路や河川清掃などへの住民や企業参画の促進
- ◇ 地域協働による農業水利施設などの地域資源の保全活動や，農山漁村のもつ魅力を生かした都市住民との交流や定住の促進
- ◇ 全県的な景観形成の方向性提示と市町村の景観形成への支援
- ◇ 景観に配慮した公共施設整備の促進と規制等による良好な景観形成への誘導
- ◇ 宮城の良好な景観の選定など景観づくりへの普及啓発

※みやぎ型ストックマネジメント＝本県固有の特性を踏まえ，後世につなぐ「豊かさ」と「安心」をキーワードに新たな施設整備を含めた社会資本の有効活用策を総合的に実践するもの

※みやぎスマイルロードプログラム＝宮城県が管理する道路について，地域の人と市町村，県の3者でお互いの役割分担を盛り込んだ覚書を結び，定期的に清掃や緑化などの美化活動を行う仕組み

# みやぎの景観百選実施要領(案)

H19.3.20 都市計画課

## 1 目的

私たちが暮らす宮城県には、恵み豊かな三陸の海や奥羽の山並み、広大な緑野が織りなす美しい自然に抱かれながら、地域ごとの風習や文化とともに守られてきた美しい街並みや景観が数多く存在している。

しかしながら、鎮守の森など安らぎを感じさせる何気ない風景は、身近であるがゆえ見過ごしがちであり、その存在すら気付いていないことが多い。

こうした“何気ない風景”に焦点を絞り、次世代に伝えていきたい良好な景観を「みやぎの景観百選」として選定する。

## 2 募集の方法

**募集対象は「良好な景観」とし、四季の季節感で分類する。**

(選定のポイント)

宮城県らしさ、地域に根ざした歴史、文化、自然、まち並みを生かした景観であること。

建築物、広告物やサイン等が周囲の環境と調和して形成された景観であること。

地域に潤いと安らぎ、新たな魅力をあたえる景観であること。

地域住民、NPO、事業者等、関係者の参加と協力によって維持されている景観であること。

春(3~5月)、夏(6~8月)、秋(9~11月)、冬(12~2月)

見る対象(視対象)と見る場所(視点場)を特定する。

例：吉田川の堤防から見た七つ森の夕景

## 3 応募方法

郵送又は電子メールによる。(申込み用紙)

視点場(どこから.....市町村名、字名等)

視対象(何を、どこを)

選定する理由

視点場の地図及び視対象の写真

